大阪府立西浦支援学校　情報セキュリティポリシー

（目的）

第１条　西浦支援学校（以下「本校」という。）は、大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱（令和４年９月１日施行、以下「基本要綱」という。）に基づき、本校の有する情報の取扱いについて定めるものとする。

（対象）

第２条　この定めに係る対象者は、本校に所属する教職員（非常勤職員を含む。）とする。

（管理者）

第３条　本校における情報セキュリティ管理者は、学校長とする。

２　学校長は、高等部の所管に係る情報セキュリティ業務について、准校長にその権限を委任することができる。

（管理補助者）

第４条　情報セキュリティ管理者は、本校における情報システムの利用について、学部間の統一性及び適正を期するため、管理補助者を置く。

２　管理補助者は、教頭の職にあるものを充てる。

（利用統括者及び利用責任者）

第５条　情報セキュリティ管理者は、統合ICT内の共有フォルダについて、以下の管理、運営、整理業務を円滑に行うため、利用統括者を置く。

・インターネットモード及びセキュリティモードの情報の管理

・統合ICTにおける廃棄年限のあるデータの最終処理

２　利用統括者は、情報部担当首席をもって充てる。

第６条　情報セキュリティ管理者は、統合ICT内の共有フォルダに係る情報の管理及び整理にあたるため、利用責任者を置く。

２　利用責任者は、各学部フォルダにあっては学部主事、各分掌フォルダにあっては分掌長に、事務室所管フォルダにあっては事務長の職にある者をもって充てる。

（情報資産の管理）

第７条　本校における情報資産は統合ICT内で管理し、基本要綱第16条の定めの通り「情報資産の分類と管理方法」により重要度分類を行い、分類に応じて適正に取り扱う。

２　重要度Ⅰ、Ⅱ又はⅢのデータを廃棄する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得た上で、データを記録している記録媒体の情報を復元できないように処置した上で廃棄しなければならない。

３　重要度Ⅰ、Ⅱ又はⅢのデータを外部に提供する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得た上で、データの暗号化やパスワード設定の実施、記録媒体の鍵付きのケースへの格納等、データの不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

（教職員の遵守事項）

第８条　教職員は以下に示す事項を遵守し、情報セキュリティ対策について不明な点や遵守することが困難な点等がある場合、速やかに情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰がな

ければならない。

・業務上必要のない情報を作成してはならない。作成途中の情報についても紛失や流出等の防止に努め、不要になった場合、当該情報を消去しなければならない。

・業務以外の目的で、情報資産の外部への持ち出し、情報システム等の利用、電子メールの使用及びインターネットの閲覧を行ってはならない。

・大阪府の情報資産を府の管理外の場所に持ち出す場合や、府の管理外の場所で情報処理業務を行う場合、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

・原則として、私物の端末機や記録媒体を用いて業務を行ってはならない。ただし、端末については、業務上の必要があり、情報セキュリティ管理者の許可を得た場合は、この限りではない。

・端末機のソフトウェアに関する情報セキュリティ対策機能の設定を、情報セキュリティ管理者の許可なく変更してはならない。

・端末機や記録媒体、情報が印刷された文書等について、第三者に使用されることや情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないよう、離席時に端末機の利用を制限するとともに、記録媒体や文書等を容易に閲覧されない場所に保管するなど、適切な措置を講じなければならない。

・異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

・情報セキュリティに関する事故、情報システム等の欠陥及び誤動作を発見した場合、あるいは住民等外部から報告を受けた場合、速やかに情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

・自己に専属するＩＤは他者に利用させてはならず、共用のＩＤを利用する場合は当該ＩＤの利用者以外に利用させてはならない。

・パスワードは他者に知られないように管理し、パスワードの照会等には一切応じてはならない。

・パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにすること。

・パスワードが流出したおそれがある場合、情報セキュリティ管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更すること。

・複数の情報システムを扱う教職員は、同一のパスワードを情報システム間で用いてはならない。

・仮に発行されたパスワードは、最初の認証時点で変更すること。

・端末機等にパスワードを記憶させてはならない。

・共用のＩＤを除き、教職員間でパスワードを共有してはならない。

・原則として、自動転送機能を用いて、電子メールを転送してはならない。

・業務上必要のない送信先に、電子メールを送信してはならない。

・複数人に電子メールを送信する際、必要に応じてほかの送信先が分からないようにしなければならない。

・重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告しなければなら

ない。

・インターネットで不特定多数が利用できる電子メールやデータ共有サービス等を使用して自ら情報を共有又は送信してはならない。

・端末機等に無断でソフトウェアを導入してはならない。ただし、業務上の必要があり、情報セキュリティ管理者の許可を得て、適切な利用権限がある場合は、この限りではない。

・端末機の改造及び増設・交換を行ってはならない。業務上、その必要がある場合、情報システム管理者の許可を得なければならない。

・届け出により許可を受けていない端末機は、ネットワークに接続してはならない。

・情報システム等を利用する必要がなくなった場合、登録されているＩＤ及びパスワードを抹消するよう、情報システム管理者に通知しなければならない。

・外部からインターネットを経由して情報システムに接続する場合、情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

・端末機で差出人が不明なデータ等を受信した場合、速やかに削除すること。

・端末機が不正プログラムに感染した場合、ネットワークから即時に切り離すこと。

・情報セキュリティ管理者が提供する情報セキュリティ対策に関する情報を、常に確認すること。

・重要度Ⅰ、Ⅱ又はⅢの情報を、ソーシャルメディアサービスで発信してはならない。

・職務の遂行において使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号、令和３年法律第 63 号)

(2) 教育公務員特例法（昭和 24 年 1 月 12 日法律第 1 号、令和４年法律第 40 号）

(3) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号、令和５年法律第 33 号）

(4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
（平成 11 年法律第 128 号、令和４年法律第 68 号）

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、令和５年法律第 79 号）

(6) 大阪府個人情報保護条例（平成８年条例第２号、令和４年条例第 60 号）

(7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（平成 25 年法律第 27 号、令和５年法律第 48 号）

(8) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号、令和４年法律第 68 号）

（情報資産の持ち出し）

第９条　紙媒体の情報資産を学校外へ持ち出す際には「個人情報持ち出し許可書」により事前に情報セキュリティ管理者の許可を得ること。また持ち出し時には目的地以外には立ち寄らず、帰校後速やかに所定の場所に保管すること。

（配付物等の取扱い）

第10条　児童生徒が持ち帰る配付文書のうち個人情報を含むものは、紛失・誤配付等防止の観点から以下の点に注意し適正に取り扱うこと。

・複数名で封入確認を行い、日付と確認者名前を記録に残すこと。

・児童生徒の鞄に教職員が入れるか、または児童生徒が鞄に入れるまで見届けること。

第11条　家庭からの返信文書のうち個人情報を含むものは「情報資産の分類と管理方法」の分類に準じ、適正に取り扱うこと。

（公開されるものの取扱い）

第12条　学校が教育活動の成果を地域社会に発信する場合、児童生徒の個人情報の取扱いについて必ず事前に保護者の了解を得ること。

（統合ICTの利用）

第13条　「大阪府立学校統合ICTネットネットワーク管理運用要領」に基づき、適正に利用すること。

（学校情報ネットワークの利用）

第14条　「大阪府立学校学校情報ネットワーク管理運用要領」、「大阪府学校情報ネットワークオープンネット導入ガイドライン」及び「学校情報ネットワークオープンネット利用ポリシー」に基づき、適正に利用すること。

（教職員ポータルサイトの利用）

第15条　「教職員ポータルサイト管理運用要領」及び「教職員ポータルサイトガイドライン」に基づき、適正に利用すること。

（ソーシャルメディアの利用）

第16条　「府立学校ソーシャルメディア運用ガイドライン」に基づき、適正に利用すること。

（セキュリティ侵害時の対応）

第17条　情報システム等に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合には、「インシデント対応フロー」に基づき、適切に対応すること。

このポリシーは令和５年４月１日より発効する。